

日野鳥発第 11 号
平成 25年 5月 14日

株式会社ガイアパワー
代表取締役 藤崎 耕治 様

日本野鳥の会愛媛
代表 山本 貴仁
愛媛県西条市大町195-1

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志
東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル

「榎川正木ウィンドファーム」環境影響評価方法書に対する意見書

この度、貴社が作成された「榎川正木ウィンドファーム」に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。

エネルギーシフトを通じて、発電方法を化石燃料および原子力から再生可能エネルギーの利用へと転換していくことの必要性については私たちも十分に理解し、賛同するところです。一方、風力発電施設の建設は「大規模な人工構造物が自然環境の中に建設される」ことであり、事業を進めるにあたっては、対象事業実施区域周辺の環境への影響を十分に予測し、その結果によっては影響の回避、低減を行い、必要によっては対象事業実施区域の位置の見直しを求めるものであります。

1. 【5. 動植物の生息または生育、植物及び生態系の状況】について
 - (1) 5.1動物の生息状況の表3.1-40 (1) および (2) について
 - ①対象事業実施区域は、旧津島町、旧一本松町、旧城辺町の境界であり、動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況を把握するにあたっては、旧津島町、旧一本松町、旧城辺町に関する既存の資料を網羅すること。
 - ②宇和島市誌が平成17年に発行されているため、これを調査対象の文献に含めること。
2. 【第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法】について
 - (1) 鳥類全般について
 - ①対象事業実施区域では、希少猛禽類が繁殖している可能性が高いため、複数の地元野

鳥関係者へ意見聴取を行ったうえで、希少猛禽類の生息状況等について十分に調査すること。

②対象事業実施区域を含む宇和海沿岸は、多数の希少猛禽類、小鳥類が渡りの際に通過する、極めて重要な地域であるとの認識を持ち、調査を行うこと。

(2) 表4.3-9(3)について

①渡り鳥の調査については、渡りの時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬～5月、秋季調査については8月中旬～11月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。さらに、渡り時期に出現する鳥種は、短期間中でも変化が大きいことから、各調査は、少なくとも2週間に1回程度実施すること。

②「(7) 予測地域」について、計画区域周辺には行動圏の広い希少猛禽類の生息が確認される可能性が高いことから、希少猛禽類の生息状況に関しては対象事業実施区域周辺5km程度まで、渡り鳥に関しては対象事業実施区域周辺3km程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。

(3) 表4.2-10について

①空間飛翔調査においては、対象事業実施区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行う必要があるが、飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。

②鳥類の調査手法のうち定点調査においては、猛禽類および小鳥類など渡り鳥の飛行ルートや高度だけでなく、個体数も記録すること。なお、稜線の鞍部は渡りの時期に小鳥類が通過している可能性があるため、春・秋の調査時には猛禽類と合わせて小鳥類の渡りの状況を十分に把握すること。また、夜間に渡る種もいるため、夜間の調査日を設け、レーダー調査の実施を検討すること。

(4) p 197の図4.2-6 (3) 猛禽類及び渡り鳥の調査地点について

①猛禽類及び渡り鳥の調査地点として2か所が図示されているが、それではどうも足りないと考えられるため、調査地点を数か所増やすべきである。

3. 【その他】

①哺乳類の注目種について、対象事業実施区域での生態系上位種としては、ニホンジカよりもキツネやテンが適当と思われること。また、ニホンカワウソについては、愛媛県では現在も生息調査が継続されており、絶滅との認識には至っていないこと。

②本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。

以上